

## 確定申告書類作成記入例（国税庁HPより）

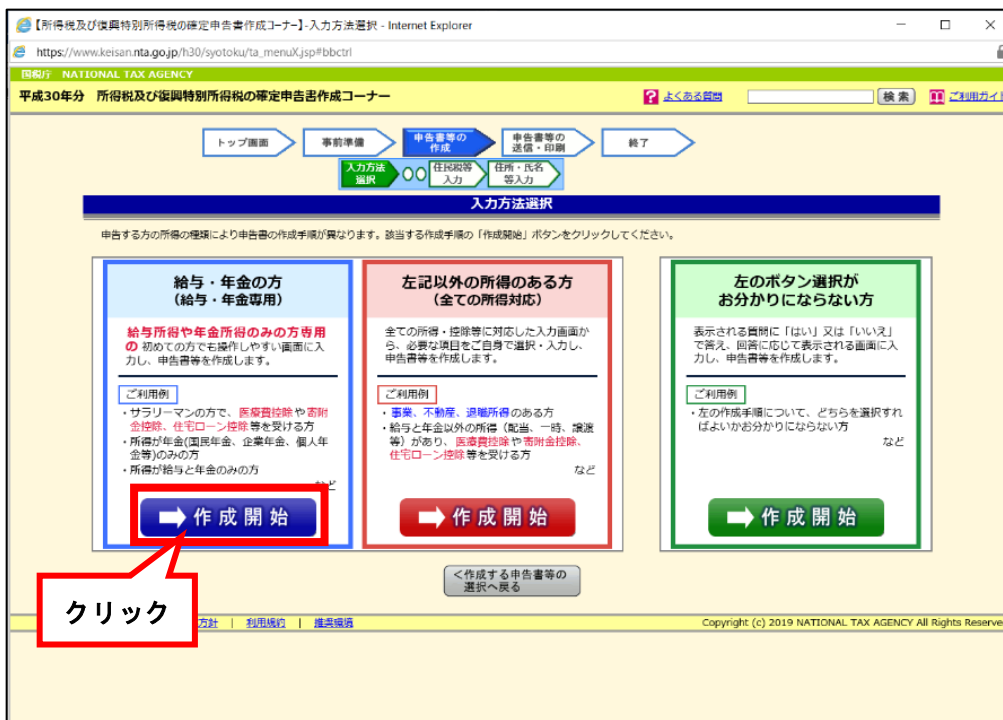
給与所得や年金所得のみの方を想定しております。

※国税庁HP「[確定申告書等作成コーナー](#)」より作成を開始してください。

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctr>

①最初に「税務署への提出方法の選択」「接続環境の事前確認」「作成する申告書等の選択（「平成30年分」及び「所得税」を選択）」を行ってください。

②「給与・年金の方」の「⇒作成開始」をクリック

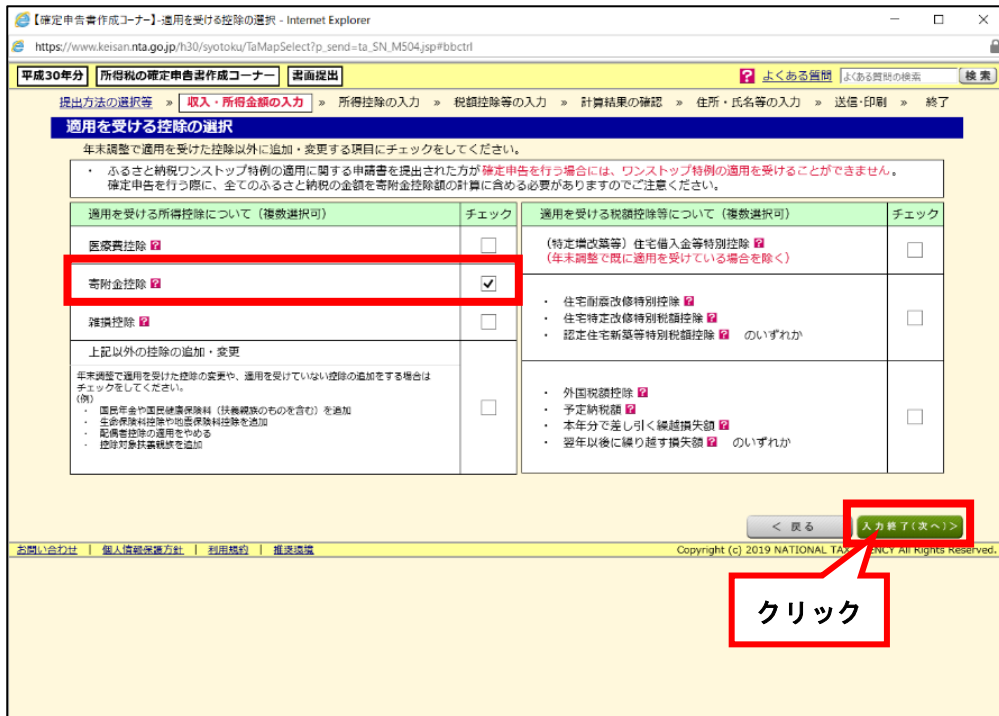


③「提出方法の選択等」画面で生年月日を入力し、右下の「入力終了（次へ）」をクリック

④「所得の種類選択」画面で、所得が「給与のみ」、「年金のみ」、「給与と年金の両方」の該当箇所チェックを入れて、右下の「入力終了（次へ）」をクリック

次の画面で所得金額等の情報を入力し、終わったら右下の「入力終了（次へ）」をクリック

- ⑤ 所得の種類で「給与のみ」を選択した場合は、途中で「適用を受ける控除の選択」という画面で「寄附金控除」にチェックを入れ、右下の「入力終了（次へ）」をクリック



- ⑥ 給与所得の入力（1～3）でお手持ちの源泉徴収票を参照の上、金額等を入力し、右下の「入力終了（次へ）」をクリック

- ⑦ 「所得控除の入力」画面で、「寄附金控除」行の「入力する」をクリック



⑧ 「寄附先から交付された証明書等の入力」画面で「入力する」をクリック（緑色の別ページへ遷移）

⑨ 「寄附金控除、政党等寄附等特別控除」画面の項目を入力する

・「寄附年月日」には、領収書右上に記載された日付を入れる

一般的には  
こちらが有利

・「寄附金の種類」を選択する

★公益社団法人または公益財団法人等に対する寄附金（下から2番目）→税額控除制度での申告  
→4ページからの記入例を参照

★上記以外の寄附金控除に該当する寄附金（一番下）→所得控除制度での申告

・・・特定公益増進法人証明書を提出。→7ページからの記入例を参照

・該当する行の前にある○をクリックする

(1) 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金

京都府京都市在住の方は(1)を選択してください。

(2) 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金

京都府在住の方は(2)を選択してください。

(3) 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金

大阪府大阪市在住の方は(3)を選択してください。

(4) 住所の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄付金、又は不明な場合

上記(1)～(3)の条件に当てはまらない方は(4)を選択してください。

・「支出した寄附金の金額」に寄付金額（領収書記載の金額）を入力

・「寄附先の所在地」に「京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地」と入力

・「寄附先の名称」に「学校法人同志社」と入力

・右下の「入力終了（次へ）」をクリック

<記入例> 「税額控除制度」利用の場合

【確定申告書作成コーナー】寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力 - Internet Explorer  
 https://www.keisan.nta.go.jp/h30/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SS\_S761.jsp#bbctrl

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。  
 「入力終了」ボタンをクリックすると入力内容を途中で確認することができます。

入力件数が多い場合の入力方法

寄附年月日  
 平成 30 年 12 月 1 日

寄附金の種類  
 公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金

該当するものを選択してください。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページで確認ください。  
 ホームページを確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【参考】  
 ホームページの検索例はこちら

支出した寄附金の金額  
 50,000 円

寄附先の所在地（全角28文字以内）  
 京都市上京区今出川通烏丸東入玄菟町601番地

寄附先の名称（全角28文字以内）  
 学校法人同志社

キャンセル 別の寄附先を入力する 同じ寄附先をもう1件入力する **入力終了**

【確定申告書作成コーナー】寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力 - Internet Explorer  
 https://www.keisan.nta.go.jp/h30/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SS\_S761.jsp#bbctrl

証明書等の入力

寄附先から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。（最大150件）

入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類（詳細）	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地 寄附先の名称	操作
平成30年12月1日	公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金	50,000 円	京都市上京区今出川通烏丸東入玄菟町601番地 学校法人同志社	訂正 削除

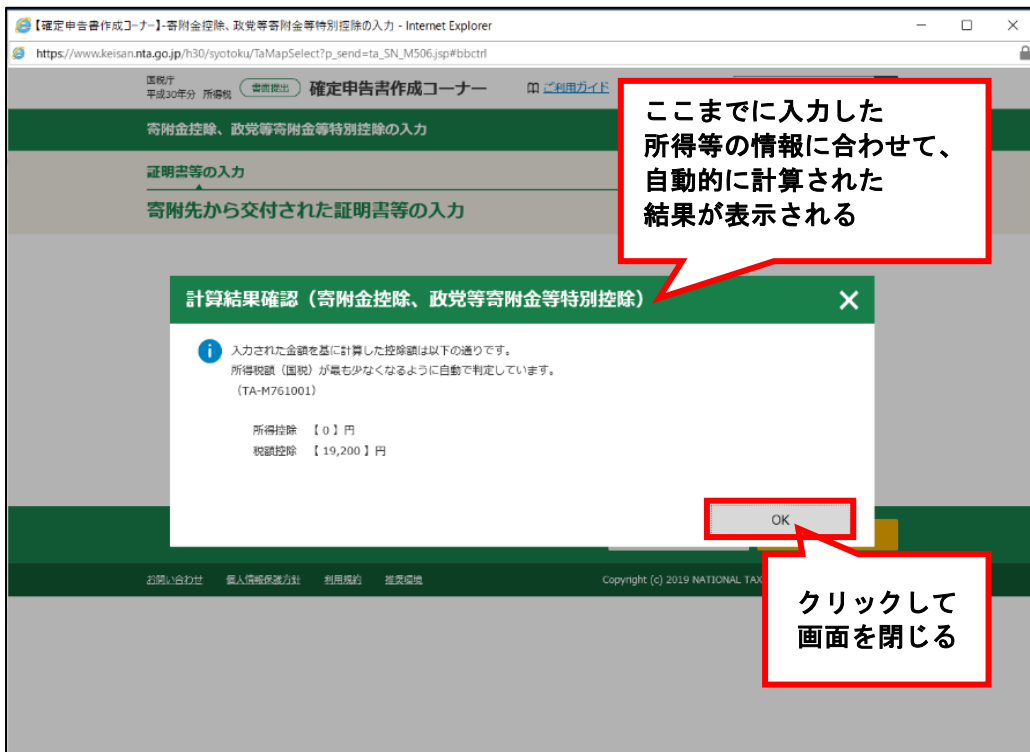
別の寄附先を入力する

ここまで記入した項目が自動的に転記される

寄附先から交付された「xmlデータ」（拡張子が.xmlのもの）をお持ちですか。  
 はい  いいえ

前に戻る **次へ進む**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



【確定申告書作成コーナー】-税額控除等の入力 - Internet Explorer  
 https://www.keisan.nta.go.jp/h30/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SN\_M507.jsp#bbctrl

平成30年分 所得税の確定申告書作成コーナー 書面提出

提出方法の選択等 > 収入・所得金額の入力 > 所得控除の入力 > **税額控除等の入力** > 計算結果の確認 > 住所・氏名等の入力 > 送信・印刷 > 終了

**税額控除等の入力**

・ 予定納税の入力は「予定納税額」の入力画面から行ってください。入力漏れにご注意ください。

税額控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (円)	その他の項目	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した額 (円)
(特定優待等) 住宅借入金等特別控除				予定納税額			
政令等寄附金等特別控除	訂正・内容確認	✓	19,200	本年分で差し引く繰越損失額			※ 前年から繰り越された株式等の譲渡損失については、総額・年念の方費用減算では入力できませんので、「戻る」をクリックし、入力方法選択画面から入力をやり直してください。
住宅借入金等特別控除							
住宅特定控除特別税額控除							
認定住宅新築等特別税額控除							
災害減免額							
外国税額控除							

入力できない控除等がある場合はこちらをクリックしてください。

< 戻る **入力終了(次へ)>**

※ 作成を中断する場合は、「入力データの一時保存 (作成を中断する場合)」をクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



【確定申告書作成コーナー】-計算結果の確認 - Internet Explorer  
 https://www.keisan.nta.go.jp/h30/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SN\_M508.jsp#bbctrl

平成30年分 所得税の確定申告書作成コーナー 書面提出

提出方法の選択等 > 収入・所得金額の入力 > 所得控除の入力 > 税額控除等の入力 > **計算結果の確認** > 住所・氏名等の入力 > 送信・印刷 > 終了

**計算結果の確認**

「作成した申告書の表示・確認」をクリックすると、申告書の様式に合わせた画面で内容の確認や訂正を行うことができます。

還付される金額は、  
 円です。

作成した申告書の表示・確認

< 戻る **次へ>**

※ 作成を中断する場合は、「入力データの一時保存 (作成を中断する場合)」をクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ※ 還付金額は収入額やその他控除等の有無により変化するため、上記金額と同じになるとは限りません。
  - ※ この後、住民税等に関する事項、住所・氏名等、還付金受け取り方法（銀行口座等）、マイナンバー等を入力すると完成です。
  - ※ データを保存し、書類一式を印刷してご提出ください。確定申告書書類台紙には「領収証」及び「**税額控除に係る証明書**」を源泉徴収票、本人確認書類等とともに貼付してください。
- < 記入例 > 「所得控除制度」利用の場合

(P3までの作成手続きは税額控除制度利用時同様に行ってください)

【確定申告書作成コーナー】-寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力 - Internet Explorer

https://www.keisan.nta.go.jp/h30/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SS\_S761.jsp#bbctrl

確定申告書作成コーナー

### 寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明: 寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。  
「入力終了」ボタンをクリックすると入力内容を途中で確認することができます。

入力件数が多い場合の入力方法

領収書の日付(入金日)

寄附年月日  
平成 30 年 12 月 1 日

寄附金の種類  
上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

国に対する寄附金  
都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税など)  
日本赤十字支部に対する寄附金  
共同募金会に対する寄附金  
政党及び政治資金団体に対する寄附金  
認定NPO法人等に対する寄附金  
公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金  
上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

該当するものを選択してください。

住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金

住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金

住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金

住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。  
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【参考】  
 ホームページの検索例はこちら

支出した寄附金の金額  
50,000 円

寄附先の所在地(全角28文字以内)  
京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地

寄附先の名称(全角28文字以内)  
学校法人同志社

キャンセル 別の寄附先を入力する 同じ寄附先をもう1件入力する **入力終了**



【確定申告書作成コーナー】-寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力 - Internet Explorer

https://www.keisan.nta.go.jp/h30/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SS\_S761.jsp#bbctrl

### 寄附先から交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等の入力

書面で交付された証明書等について、「入力する」ボタンをクリックして入力してください。(最大150件)

入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類(詳細)	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地 寄附先の名称	操作
1 平成30年12月1日	寄附金控除に該当する寄附金(その他) 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金	50,000 円	京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地 学校法人同志社	訂正 削除

別の寄附金を入力する

ここまでに記入した項目が自動的に転記される

寄附先から交付された「xmlデータ」(拡張子が[.xml]のもの)をお持ちですか。  
 はい  いいえ

前へ戻る **次へ進む**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.





【確定申告書作成コーナー】寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力 - Internet Explorer

https://www.keisan.nta.go.jp/h30/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SN\_M506jsp#bbctrl

確定申告書作成コーナー

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

証明書等の入力

寄附先から交付された証明書等の入力

**計算結果確認（寄附金控除、政党等寄附金等特別控除）**

入力された金額を基に計算した控除額は以下の通りです。  
 所得税額（国税）が最少となるように自動で判定しています。  
 (TA-M761001)

所得控除 【48,000】円  
 税額控除 【0】円

OK

前に戻る

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 | Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY

ここまでに入力した所得等の情報に合わせて、自動的に計算された結果が表示される

クリックして画面を閉じる



【確定申告書作成コーナー】所得控除の入力 - Internet Explorer

https://www.keisan.nta.go.jp/h30/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SN\_M506jsp#bbctrl

平成30年分 所得税の確定申告書作成コーナー

所得控除の入力

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。  
 確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。  
 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。

所得控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (円)
雑損控除			
医療費控除			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
地震保険料控除			
寄附金控除	訂正・内容確認	✓	48,000

所得控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (円)
寡婦、寡夫控除			
勤労学生控除			
障害者控除			
配偶者(特別)控除			
扶養控除			
基礎控除			
合計			

入力できない控除等がある場合はこちらをクリックしてください。

作成中 (確定申告書の提出が完了する場合は「確定申告書の提出」をクリックしてください。)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

クリック

入力終了(次へ) >

(寄付金額-2000円)が自動的に入る



【確定申告書作成コーナー】-税額控除等の入力 - Internet Explorer  
 https://www.keisan.nta.go.jp/h30/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SN\_M507.jsp#bbctrl

平成30年分 所得税の確定申告書作成コーナー 画面提出

提出方法の選択等 > 収入・所得金額の入力 > 所得控除の入力 > **税額控除等の入力** > 計算結果の確認 > 住所・氏名等の入力 > 送信・印刷 > 終了

**税額控除等の入力**

・ 予定納税の入力は「予定納税額」の入力画面から行ってください。入力忘れにご注意ください。

税額控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (円)	その他の項目	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (円)
(特定増改修等) 住宅借入金等特別控除	入力する			予定納税額			
政治等寄付金等特別控除				本年分で差し引く繰越損失額			※ 前年から繰り越された株式等の譲渡損失については、給与・年金の専用画面では入力できませんので、「戻る」をクリックし、入力方法選択画面から入力をやり直してください。
住宅借入金等特別控除							
住宅特定増改修特別控除							
認定住宅新築等特別税額控除							
災害減免額							
外国税額控除							

入力できない控除等がある場合はこちらをクリックしてください。

< 戻る **入力終了(次へ)>**

※ 作成を中断する場合は、「入力データの一時的保存 (作成を中断する場合)」をクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 権限管理 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.



【確定申告書作成コーナー】-計算結果の確認 - Internet Explorer  
 https://www.keisan.nta.go.jp/h30/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_SN\_M508.jsp#bbctrl

平成30年分 所得税の確定申告書作成コーナー 画面提出

提出方法の選択等 > 収入・所得金額の入力 > 所得控除の入力 > 税額控除等の入力 > **計算結果の確認** > 住所・氏名等の入力 > 送信・印刷 > 終了

**計算結果の確認**

「作成した申告書の表示・確認」をクリックすると、申告書の様式に合わせた画面で内容の確認や訂正を行うことができます。

還付される金額は、  
 円です。

作成した申告書の表示・確認

< 戻る **次へ>**

※ 作成を中断する場合は、「入力データの一時的保存 (作成を中断する場合)」をクリックしてください。

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 権限管理 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

※この後、住民税等に関する事項、住所・氏名等、還付金受け取り方法（銀行口座等）、マイナンバー等を入力すると完成です。

※データを保存し、書類一式を印刷してご提出ください。確定申告書書類台紙には「領収証」及び「特定公益増進法人であることの証明書」を源泉徴収票、本人確認書類等とともに貼付してください。



【見本】確定申告書 A または B 第二表 (見本は A)

平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

受理番号

FA0068

住所 京都市上京区今出川通寺町西入  
 ドウジョ ハナコ  
 氏名 同女 花子

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 円
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計			円

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円

住民税に関する事項

氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
同配一係計者			
個人番号			
16歳未満の扶養親族			
個人番号			
扶養親族			
個人番号			

給与・公的年金等に係る所得以外 (平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択  
 給与から差引き  自分で納付

配当に関する住民税の特例  
 非居住者の特例  
 配当割額控除額

寄附金税額控除  
 都道府県、市区町村分 50,000  
 住所地の共同基金、日赤支部分 50,000

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所  
 氏名 住所

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料 円	掛金の種類	支払掛金 円
⑥ 社会保険料控除		⑦ 小規模企業共済等掛金控除	
合計		合計	

⑧ 新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
介護医療保険料の計			

⑨ 地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円

本人控除事項  
 寡婦 (寡夫) 控除  勤労学生控除  
 (  死別  生死不明 ) ( 学校名 )  
 離婚  未婚

⑪ 氏名

⑫ 配偶者の氏名 生年月日  
 明・大 昭・平 . . .  
 配偶者控除  配偶者特別控除  
 個人番号

⑬ 控除対象扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額  
 明・大 昭・平 . . . 万円  
 個人番号

⑭ 扶養控除額の合計 万円

⑯ 雑損控除  
 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など  
 損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額  
 円 円 円

⑰ 医療費控除  
 支払医療費等 円 保険金などで補填される金額 円

⑱ 寄附金  
 寄附先の所在地・名称 寄附金 円

⑲ 特例適用条文等

一連番号

第一表 (平成30年分) (適用) 〇第1表は、第1表の「第1表」欄に記入してください。〇第2表は、第2表の「第2表」欄に記入してください。〇第3表は、第3表の「第3表」欄に記入してください。

# 【見本】公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

## 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 年分)

氏 名 **同女 花子**

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

### 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額 ①	50,000 円
	①以外の寄附金の額 ②	
	① + ② ③	50,000 円
所得金額の合計額 ④		5,000,000 円 ※500万円の場合
④ × 40% ⑤		2,000,000 円

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
学校法人同志社	平30・12・1	50,000 円
	平 . .	
	平 . .	

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。  
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

### 2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ② ⑥	(赤字のときは0) 円	2,000,000 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦		50,000 円
2千円 - ② ⑧	(赤字のときは0)	2,000 円
(⑦ - ⑧) × 40% ⑨	(100円未満の端数切捨て)	19,200 円
平成30年分の所得税の額 ⑩		800,000 円 ※金額は個人により異なります
⑩ × 25% ⑪	(100円未満の端数切捨て)	200,000 円
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額) ⑫		19,200 円

申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は⑦の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは②③～②④欄、申告書Bは③①～③③欄)に転記してください。

ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【見本】添付書類台紙

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

住所 (又事業所等) 京都市上京区今出川通寺町西入	フリガナ 氏名 ドウジョ ハナコ 同女 花子
---------------------------------	---------------------------------

② のりしろ

源泉徴収票 (原本)

① のりしろ

本人確認書類 (写)

源泉徴収票及び本人確認書類、その他必要な書類がございましたら貼付してください

※ 申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が

◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」の写しと「Ⅱ 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

<p><b>Ⅰ 番号確認書類</b></p> <p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通知カード</li><li>・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。)</li></ul> <p>などのうちいずれか1つ</p>	<p><b>Ⅱ 身元確認書類</b></p> <p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・公的医療保険の被保険者証</li><li>・パスポート</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・在留カード</li></ul> <p>などのうちいずれか1つ</p>
--	---

○ 申告に当たっては、上記①②及び裏面の③から⑥の書類 (該当するものに限りです。)などを、この台紙に順番にのりつけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください (源泉徴収票は提出が必要です。)

【見本】添付書類台紙（続き）

⑨

のりしろ

⑧

のりしろ

⑦

のりしろ

⑥

のりしろ

社会保険料  
小規模企業共済等掛金 控除関係書類

⑤

のりしろ

生命保険料控除関係書類

④

のりしろ

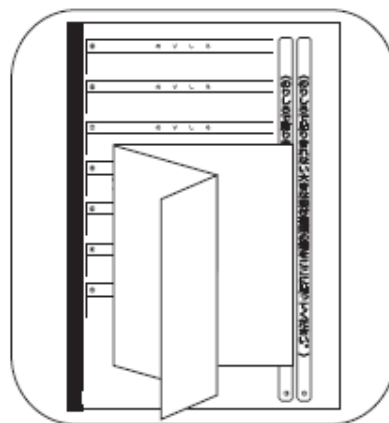
地震保険料控除関係書類

③

のりしろ

寄附金控除関係書類

寄付金額収証及び  
寄付金控除に係る証明書を  
こちらに貼付してください



くのりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。く

⑩

くのりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。く

⑪







●住民税の控除について

特定公益増進法人の認可を受けている学校法人が、自治体の条例によって認定された場合、住民税が寄付金控除の対象となります。

個人がその年に支出した寄付金の額が2千円を超える場合で、住民税を納税されている自治体が認定した学校法人に寄付された場合は、住民税の控除を受けることができます。下記の注意事項をよくご覧ください。なお、詳細は住民税を納税されている各自治体にお問合せください。

(現在、条例により認定されている自治体)  
京都府、京都市、大阪市

(注意事項)

1. 所得税及び住民税両方の寄付金控除を受けられる場合、所得税の確定申告をしてください。
2. サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告をせず、住民税の寄付金控除の適用のみ受けられる場合、各自治体に申告してください。
3. 住民税は1月1日時点の住所地において課税されるため、寄付をされた年に、寄付者が適用区域外に転居された場合、転居先の自治体において本学が条例指定されていない場合は、住民税の寄付金控除の適用は受けられません。
4. 同様に、寄付された時点で住所地の自治体の本学に対する寄付金を条例指定していない場合であっても、寄付された年に、寄付者が本学が条例指定された自治体に転居した場合は、住民税の寄付金控除の適用が受けられます。

(税額控除に使用)



28文科高第819号  
平成28年12月9日

学校法人 同志社  
理事長 水谷 誠 殿

文部科学大臣  
松野 博 一 印

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成28年12月9日 から 平成33年12月8日 まで

税額控除制度利用時はこちらを  
添付書類台紙に貼付してください。

※証明書の文部科学大臣、本学理事長の氏名は証明書発行日時点のものとなっておりますが、確定申告には支障ございません。裏面に所得控除用の証明書がございます。